

島根海区漁業調整委員会指示第1号

(ひき縄漁業の操業の禁止)

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、毎年10月1日から12月31日までの間、次の海域におけるひき縄漁業の操業を禁止する。

昭和42年島根海区漁業調整委員会指示第3号は廃止する。

昭和43年8月2日

島根海区漁業調整委員会会長 林 恒孝

島根県益田市大字木部大浜漁港標識灯と同市大字小浜小浜漁港標識灯を結んだ線と最大高潮時海岸線とにより囲まれた海域。